

デュルケム道徳教育論における愛国心の意味

中村 清

一

国民国家の公教育論においては、一般に、愛国心が強調された。しかしまた、それが偏狭な自国至上主義に陥ることを恐れて、愛国心の上位に人類愛を位置づけ、愛国心を通して人類愛を教えることが意図された。しかし、多くの場合、それはたんにかけ声だけに終わった。ほとんどの国民国家において、愛国心を教えることには成功したが、人類愛を教えることには失敗した。二つの世界大戦がそのことを証明している。

なぜ、愛国心を教えることはできたのに、人類愛を教えることはできなかったのか。愛国心と人類愛が根本的に異質なものであることを無視していたからである。愛国心も人類愛もともに、個人が自分一個の利己主義をおさえて自分が所属する集団のために博愛の精神を発揮することをおよぼす。愛国心はその博愛の精神が国家規模にまで広がり、人類愛は人類全体にまで広がったものである。国民国家の公教育論では、博愛の精神は人々の緊密な相互理解・相互協力によって生まれると考へて、それを可能にするために国民の文化的同質化を推し進めた。その結果、各国家の国民は文化的に同質化した¹が、それだけ異なる国家の国民のあ

いだの文化的異質性は大きくなった。もしも博愛の精神が文化的同質性を必要とするのであれば、愛国心の育成は、人類愛の成立基盤を掘り崩していたことになる⁽¹⁾。

人類愛は、しばしば、愛国心と対立する。人類愛を発揮するためには、愛国心を抑えなければならぬことがある。問題は、いかにしてその人類愛を教えるかである。国民国家においては、愛国心を教えるために国民の精神的統一を求めて文化的同質化を図ってきた。この考え方にしたがえば、人類愛を教えるために人類全体の精神的統一を求めるべきであり、人類全体の文化的同質化を図るべきであるということになる。つまり、世界全体を一つの国家に統一するというのである。かつてラッセルは、世界平和を達成するために世界国家を樹立することを提唱した。そして、世界国家の公教育において、愛国心に代えて人類愛を教えるべきだと主張した⁽²⁾。しかし、世界国家の樹立と世界規模での公教育の統一は、当然、実現しそうにない。

デュルケムは、世界国家の樹立は不可能であり、また望ましくもないと考へた。彼は、諸国家の連合によって現存の国家よりも大きな国家が成立するにしても、それはあくまでも世界の一部を包括するものにとど

まり、世界全体を一つに統一する国家にはなりえないと考えた。その上で、彼は、諸国家の平和的共存と相互協力を可能にするために、各国がそれぞれ人類に普遍的な理想を追求することが必要だと主張した。そうすれば、国家的理想と人類的理想が対立することはなくなり、愛国心と人類愛のどちらを優先すべきかという問い自体が解消すると考えたからである。デュルケムの愛国心論は、人類愛と愛国心の関係に対する一つの答えを与えている。はたしてその答えは妥当なのか。これを問うことが小論の課題である。

二

周知のように、デュルケムは、道德教育で育成されるべき道德性として、規律の精神、社会集団への愛着、意志の自律性の三要素をあげた。このうち前二者は、宗教に立脚する道德と世俗的道德とに共通する道德性の要素である。そして、宗教的道德においては、個人に規律を課す権威として、また個人に対して愛着の対象として現れるのは神であるが、世俗的道德においては社会であるとされた。デュルケムの道德教育論においては、社会がかつての神に代わる重要な位置を占めている⁽³⁾。

デュルケムによれば、そもそも我々人間世界に道德が出現するのは、我々諸個人が結合して集団を構成するとき、そこに個々ばらばらの諸個人にはなかった新たな実在として社会が成立し、それが我々諸個人にとって道德的権威として現れてくるからである。神とは、未だ社会についての科学的認識ができなかった人々のあいだで、この新たな実在に与えた名前にはかならない。世俗的社会においては、もはや神を必要としな

い。社会そのものがその社会を構成する諸個人に対して規律を課す権威として、また諸個人が自ら進んで愛着する対象として存在することを知ればよい。そして、その上で自らが所属する社会に対してかつての神に對すると同じような権威と愛着を感じる必要がある⁽⁴⁾。

デュルケムは、道德が成立するためには、実在としての社会が存在することが必要だと考えた。なぜそう考えたのか。彼は、次のような説明を与えている。私が私自身の個人的利益のために努力しても、その行為は道德的だとは考えられない。しかし、私が自分を犠牲にしても他人の個人的利益のために努力すれば、その行為は道德的だと考えられる。もしも人間各個人に価値があり、その個人的利益を追求することが道德的であるのなら、どちらの行為も同じように道德的でなければならぬ。そうではないということは、道德的行為が非個人的な目的を追求する行為だということを意味する。道德的行為の目的となる非個人的なものとして考えられるものは、諸個人の結合によって形成される社会だけである。それゆえに、道德的行為の目的は社会であるといわなければならない。ただし、社会をたんに諸個人の集合に付けた名前にすぎないと考えるのでは、結局、道德的行為の目的は個人になってしまう。それゆえに、社会は、諸個人によって構成されるけれども、その諸個人とは別の新たな実在だと考えられなければならない⁽⁵⁾。

社会は諸個人の結合によって構成されるのに、その諸個人とは別の新たな実在であるということは、一見、奇妙に思われるかもしれない。この疑問に対して、デュルケムは、次のような比喻をあげて答えている。たとえば、原子や分子が結合して生物細胞ができるとき、そこに原子や分子自体にはない新たな現象として生命現象が出現する。我々は、この

とき、生物細胞は、それを構成する原子や分子とは別に存在すると考える。デュルケムは、同様に、諸個人が結合して社会を構成するとき、社会はそれを構成する諸個人とは別に存在すると考えるべきだという⁽⁶⁾。

原子や分子が多数存在するだけでは生物細胞はできない。それらが特定の仕方では結合するだけではじめて生物細胞ができる。同様に、たんに複数の個人が存在するだけではなく、それら諸個人が緊密に結合することによって社会が成立する、とデュルケムは考えた。人間は、緊密に結合して集団をなすとき、個々ばらばらにいたるときとは異なる独特の意識を経験する。これは、人間諸個人が結合することによって固有の意識をもつ社会が出現し、その社会の意識が諸個人に浸透するため起こる。そうであればこそ、社会は、その社会を構成する諸個人にとって道徳的な權威として現れる。デュルケムが、道徳的行為の目的が社会だというとき、このような意味で実在としての社会が考えられている。

以上の考え方にしたがって、デュルケムの道徳教育論では、諸個人に対して彼らが現に所属している社会を道徳的な權威として、また愛着を感じて対象として受け入れることを求める。人間各個人が所属する社会は多種多様である。デュルケムは、それら多様な社会のうちで、道徳教育においてもっとも優先されるべきは国家であるという。それゆえに、彼の道徳教育論において愛国心の育成は中心的な重要性をもつことになる。

なぜ、人類社会ではなく国家を最優先すべきだと考えるのであろうか。彼は、歴史的にみれば、社会集団は規模が小さく、それぞれの地理的・風土的特異性に縛られた状態から、その規模が大きくなり、より普遍性をもつ状態に発展していくものであり、国家はこの発展の頂点に達したものと

であると考える。常識的には、発展の頂点は、国家ではなく人類全体よりなる社会であると考えられるかもしれない。しかし彼は、人類は、「構成された社会」をもたず、国家や国民などが合して形成するところの「人間に関する一つの範疇を表す抽象的な言葉」にすぎないという理由で、これを否定する⁽⁷⁾。

たしかに人類は、当時、そして今日もやはり、構成された社会、たとえば世界国家をもたない。しかし、将来は、世界国家をもつことができるのではないか。デュルケムの時代には、世界国家の必要性はそれほど切実ではなかったかもしれない。しかし、核戦争が世界全体を破壊に陥れる可能性を生み、資源問題や環境問題が国家間の協調なしには解決できなくなった今日では、世界国家の必要性ははるかに切実になった。我々は、現在とはかく将来は、人類が一つの社会を構成すると考えることができるのではなからうか。

デュルケムは、しかし、人類が一つの世界国家に統一されることはたんに不可能であるだけでなく、さらに望ましくもないと考えていた。彼は、人類の理想は多様な要素からなっているから、一つの国家がそれを完全な形で実現することは不可能であり、それぞれに「固有の体質や、気質や、過去の歴史」をもつ多様な国家のあいだの国際的分業によって実現するほかないという⁽⁸⁾。彼は、人類は一つの世界国家に統一するよりも、それぞれに個性的な多様な国家よりなる方がよいと考えたのである。

ここには、国家は固有の個性をもつ一つの社会であるけれども、人類はそれら個性的な国家の集合にすぎず、固有の個性をもつ社会にはなりえないという考え方があつた。これは、政治的統一体としての国家が同時

に文化的統一体でもあるという国民国家論を前提にした考え方である。国民（ないし民族）とは、長期間にわたって特定の地理的位置と歴史とを共有することによって個性を共有するに至った人間集団を意味する。国民国家とは、この国民によって構成されるはずの国家である。各国家は「固有の体質や、気質や、過去の歴史」をもつという右の引用文の言は、その典型的な表現である。デュルケムが人類と国家を比較して国家の個性を強調するときには、このような国民国家論を前提にしていたといわなければならない⁽⁹⁾。

デュルケムが実在の社会として認めるものは、その構成員諸個人に対して道徳的な権威となるものである。たんに複数の個人が同じ地域に住んでいるだけで、あるいは自分自身の利害のために他人と交渉しているだけでは、社会は成立しない。世界が商業的な交易で関係するだけでは、未だ社会とはいえないのである。ここから、国民国家論に共通のコスモポリタニズムに対する批判が出てくる。コスモポリタニズムは、国家に代えて人類を自らの所屬する社会とみなし、愛国心に代えて人類愛を主張する点で、空虚であり、利己主義の隠れ蓑にすぎないという批判である。

人間が道徳的存在であるのは、かれが組織された社会のなかにいるからこそである。およそ規律も権威ももたない道徳はありえない。ところで、唯一の合理的権威とは、社会に、その成員に対するものとして、付与されている権威である。道徳は、われわれの身近に、われわれの上位に、それを裏づける権威が存在するときにはじめて、一個の義務として、すなわち道徳としてあらわれ、したがってわれ

われは義務感をもつことができる。「中略」ところで、今日、およそ現存するものうちでもっとも上位にある組織された社会は、国家である。ある種のコスモポリタニズムは、それ自体、利己的な個人主義とかなり近いものである。それは既存の道徳律を告発するという効果をあげるが、より高い価値をもつ別の道徳律を創造はしない。

(10)

このようなコスモポリタニズムに対する非難は、ルソー以来、とくに十九世紀の国民国家論によって繰り返された議論である。国民国家論は、政治的統一体としての国家を構成する国民諸個人が文化的に同質化することによって国民相互の理解と協力が進むことを求めた。国民の相互理解・相互協力によって精神的一体感が生まれ、国家の独立性が維持されるところを考えたからである。愛国心もまた、この精神的一体感によって生まれると考えた。それゆえに、国民国家においては文化的に同質な国民集団を形成することが重要な課題となったのである。

三

以上のデュルケムの議論には難点がある。現実の国家は、国民国家論がいうようなものではなかったということである。政治的統一体としての国家を文化的に同質な社会だとみなすのは歴史的事実に反する。近代以降の国民国家は、確かに、統一された文化をもつ同質な社会集団を作ろうとして努力してきた。しかし、この努力は結局実らなかったことが、いまや明らかである。民族的多様性をかかえたまま国民国家を建

設しようとした旧植民地からの独立国は、ほとんど例外なく、独立以前よりも激しい民族的対立を国内に生み出した。近年の旧ソ連・東欧諸国の分裂は、国内の均質化が現実には進まなかったことを如実に示している。さらに、一度は国民国家の建設に成功したかにみえた西欧先進諸国においても、最近では、多民族国家化の傾向がみえている。今日では、国家は、国内に文化的多様性を内包した複合的な社会集団に変質しつつあるといわなければならない⁽¹¹⁾。

国民国家論は、たんに歴史的事実に反するというだけではない。デュルケム自身の社会学にも矛盾している。彼は、『社会分業論』において、当時の社会の混乱すなわち無規制状態を解消するために職業集団の再興を強調していた。これは、社会的分業の発達した社会（デュルケム当時の社会、そしてたぶん現代も）では、国家ではなく職業集団のみが諸個人に対して道德的權威をもつ同質的集団になりうると考えたからである。そこでは、国家は構成された社会としての資格に欠けていると判断されている。彼は、次のように述べている。

個人に命令するために不可欠の道德的・物質的至上権をもつものは、ただ構成された社会のみである。なぜなら、集合性が形成される人格こそ、個々の個別的な人格にまさる唯一の道德的人格だからである。「中略」無規制状態が終熄するためには、したがって、げんに欠落している諸準則の体系を構築できる集団が存在しているか、またはそのような集団が形成されなければならない。／この機能を果たしているのは、あきらかに全体としての政治社会でもなければ、国家でもない。それに、経済生活はきわめて特殊なものであり、日々ますます

す専門化してゆくから、政治社会は国家の能力を越え、その作用からすべりおちる。ある職業の活動に対する規制は、その機能をよく知り、その欲求をすべて感じとっており、欲求の変化のすべてを追求できるほどに、この職業団体にもっとも近接した集団によってのみ有効に規制されうる。このような条件に依りうる唯一の集団は、同一団体に結集され組織された同一産業の全従事者が形成するような集団である。同業組合または職業集団とよばれているものがこれである。⁽¹²⁾

注意すべきは、社会的分業の発達した社会では、国家はもはやその成員全体に直接的に道德的權威を発揮しうる同質的な集団ではないとみなされていることである。それに対して、職業集団は職業とそれに伴う利害の共通性のゆえに同質性をもつ集団と考えられ、それゆえにこの集団に道德的權威が期待されている。デュルケムは、さらに、過去の時代においては起源の共通性や居住地の共通性によって社会的連帯が成立していたが、分業の発達した当時においてはもはや起源や地域は社会的連帯の基礎とはなりえないと指摘している。分業の発達によって起源や地域を共通にする人々の間にも実際生活上の相違が顕著になり、もはや共通の関心、共通の利害が成立しないと考えられたからである⁽¹³⁾。

職業集団がそれに代わる新しい連帯の基礎として提起されているのは、分業が発達した社会においては、職業集団の内部でのみ人々の関心、利害の共通性が成り立つと考えられたからである。ここでは、職業集団は、共通の関心や利害で結ばれた諸個人よりなる個性的な社会であるが、それら諸職業集団を包括する国家は、たんなる諸社会の集合体であって、

それ自体の個性を有する社会ではないとみられている。

このようにデュルケムは、分業社会の問題を論じる際には、国家はもはや個人を統制する道徳的権威とはなりえず、職業集団が、つまり国家を構成する二次的社会集団が、国家に代わって個人を統制する道徳的権威になると考えている。これは、国家がもはや彼のいう意味での実在として社会ではなくなったということの意味する。このような国家の見方は『社会分業論』にだけみられる特殊なものではなく、彼の国家論の基本的な枠組みとなっている。この点を没後出版された『社会学講義』の国家論で確かめておくことにしよう。

この著作で、デュルケムは、国家を「ある同一の権威に服する相当数の二次的社会集団の結合によって構成され、他の正規に構成されたいかなる上位の権威にも服さない一社会」と定義する⁽¹⁴⁾。この国家の定義は、個人が直接に所属する社会集団ではなく、それら社会集団の結合によって成り立つより上位の社会であるという点で、一般に国家と呼ばれているものよりも限定されている。しかし、今日では、ごく小さな国家を除いて、ほとんどの国家はこの条件を満たしているから、現代の国家を考へる場合、この定義にしたがってよいであろう。

デュルケムによれば、国家とは、人間諸個人の結合によって直接的に構成される単一社会ではなく、それら単一社会を複数結合して成り立つ複合的な社会である。彼は、この社会集団の複合性あるいは二重構造が個人主義の源泉だと考へる。個人が何らかの社会集団に所属していて、その集団を規制するものが何もないときには、個人はその集団によって全面的に束縛される。そこでは個人の権利という観念自体が起こらない。そのような諸社会集団の上に、それらを規制するより上位の権威が成立

するとき、つまり上位に国家が成立し、それまでの集団がその国家の二次的社会集団として位置づけられるとき、個人はその二次的社会集団から部分的に解放される。こうして、個人の権利が意識され、個人は自律的な人格となるのである。デュルケムは、この点を次のように表現している。

国家の本質的機能は、個人の人格の解放にあるということになる。国家は、それが包括する要素社会を抑制することによって、それだけですでに、そうでもしなければ後者がふるつていたはずの抑圧的な力が個人に対して行使されることをさまたげる。だから、集団生活のさまざまな局面への国家の干渉は、それ自体では決して専制的なものではない。全く反対に、国家の干渉の目標とその結果は、既存の専制を取り除くことである。⁽¹⁵⁾

我々は、一般に、国家は個人の権利を抑圧するもの、あるいは少なくとも抑圧しがちなものとみているのではあるまいか。デュルケムは、逆に、国家は個人の権利を擁護することをその本質的任務とするものだとみる。彼は、人類の歴史は一貫して、国家が拡大してその機能を拡充させていくとともに、人々の意識において集団主義が薄れて個人主義が強まっていくことを示しているという。この事実は、国家が個人の権利を擁護するものであったことを実証していると、彼は考へる⁽¹⁶⁾。

四

デュルケムは、人類愛と愛国心、コスモポリタニズムと国家主義の關係を論じるときには、国家を實在の社会とみなしている。すなわち、各国家はそれぞれに固有の意識・個性・組織をもつ實在だとみなしており、その国民諸個人に対して道德的權威となることを認めている。しかし、国家の本質的任務を論じるときには、国家は實在の社会ではないとみなしている。少なくとも實在の社会としてはきわめて不完全なものともみている。そして、国家に代わって二次的社會集團が實在の社会として道德的權威をふるうとみている。彼の国家の見方は、文脈によって異なっている。彼の議論にこのような混乱が生じたのはなぜか。デュルケムの社會實在論に原因の一端があるのではなからうか⁽¹⁷⁾。

デュルケムは、個人に權威をもって命令を下すものは、個人をこえた上位の存在でなければならぬと考へた。かつて神がその存在であった。しかし、デュルケムは、神の起源を探って社會を發見した。實際、社會はその社會を構成する諸個人に対してしばしば權威として機能している。社會がたんに諸個人の集合に付けられた名前にすぎないのであれば、個人が社會の命令にしたがうとき、実はその社會のなかの誰か個人（多くの場合は多数者）の命令にしたがっているにすぎないことになる。諸個人は多数になつたからといって少数者に命令を下す權威が出てくるわけではない。社會は、諸個人によって構成されるけれども、その諸個人とは別の新たな實在であればこそ、個人に命令を下す權威を有するのである。これがデュルケムの論理である。

しかし、もしも社會がそれを構成する諸個人とは別の實在だといふの

であれば、その社會に現れる意識は個人には現れないのではないか。つまり、社會は個人にとって道德的權威とはならないのではないか。實際、原子や分子が結合して生物細胞を作るとき、生命現象は結合した生物細胞だけに現れるのであつて、原子や分子には現れない。原子や分子自体の性質は生物細胞の一部を成すときも、個別に存在するときも異なるわけではない。原子や分子自体はつねに生命現象を知らないのである。同様に、社會が個人と別の實在だとすれば、社會の意識は個人の意識に影響しない、したがつて社會は個人にとって道德的權威にならない、と考へなければならぬ。

そもそも個人の結合によつて新たな實在として社會ができるのであれば、二次的社會集團を「社會」と呼ぶことはできるけれども、國家を「社會」と呼ぶことはできないのではないか。それは諸「社會」の結合によつてできる新たな實在であるから、「超社會」とでも呼ぶべきであらう。そうすれば、さらに人類は（もし新たな實在ができるとすれば）「超々社會」とでも呼ばなければならぬことになる。そして、個人、「社會」（二次的社會集團）、「超社會」（國家）、「超々社會」（人類）はそれぞれ存在の層を異にする別種の實在だということになる。そうであれば、これら諸實在は相互に影響し合わないはずである。その場合には、個人は人類愛をもちえないと同様に愛国心をももちえないことになる。逆に、個人が愛国心をもち、また人類愛をもちうるとすれば、これらの諸實在は相互に影響し合う同種の存在でなければならぬ。

人間の意識には感覺的欲望を満足させたいという利己的な側面とその欲望を統制しなければならぬと考へる道德的な側面がある。人間は、この二元性から逃れることはできない。前者は、人間が孤立して存在し

ているときでもつ意識であるが、後者は人間が社会を構成しているときにのみつ意識である。前者は、動物の一種としての人間が進化論的な変化をしないかぎり変化しないが、後者は、社会とともに変化する。そこから、デュルケムは、前者は人間に生得的なものであるが、後者は社会の意識が人間各個人に浸透したものだと考えた。またそう考えるために、個人とは別の実在として社会が存在すると考えた⁽¹⁸⁾。そうでなければ道徳的意識の起源がなくなると考えたからである。

我々は、そう考える必要はない。人間は、生得的に、他人と関係をもつて生きるときには、その関係のあり方に即して異なる意識をもつように生まれついていると考えさえすればよい。我々人間が自分を犠牲にして他人を救うことを尊いと感じるのは、社会によってそう教え込まれたからではなく、人間は生得的に他人と助け合うことに尊さを感じるように生まれついているからだと考えればよいのである。

人間は、道徳を可能にするために実在としての社会を必要とはしない。個人は、多種多様な諸社会に複合的に所属する。自らをそれら諸社会の一員として自覚するとき、同じ社会の構成員として相互に助け合いたいと思う。そのように感じる能力を人間は本性としてもっている。個人は、これら多様な社会に同時に所属する。そして個人は、これら多様な社会から同時に規制されている。そうであればこそ、個人は愛国心と人類愛の葛藤を経験して、一方を優先して他方を無視することもあれば、両方を両立させることもあるのである。

我々は、デュルケムにならって、国家を諸二次的社会集団の結合として捉えることができる。しかし、国家の構成要素を二次的社会集団にかぎる必要はない。個人も国家の構成要素となる。換言すれば、個人は、

二次的社会集団に所属すると同時に、国家にも所属する。国家は、二次的社会集団を統制すると同時に、個人をも統制する。したがって、国家は個人を二次的社会集団から解放して個人の権利を守ると同時に、個人を直接統制することによって個人の権利を侵害することもできる。

同じことが人類についてもいえる。人類は、諸国家の上位に諸国家を統制する社会として成立しうる。そうすることによって、人類社会は、国家の専制から国家内部の二次的社会集団や個人の権利を擁護することができる。しかしまた、逆に二次的社会集団や個人の権利を侵害することもできる。人類社会が強固な社会として成立すればするほど、二次的社会集団や個人の権利を擁護する可能性も強くなれば、これを侵害する可能性も強くなる。すべては、人類社会、国家、二次的社会集団、個人の相互関係のあり方によって、つまりそれら諸社会の組織のされ方によって決まる。現代の社会では、国家があまりにも強く組織され、人類社会や二次的社会集団があまりにも弱くしか組織されていないために、様々な問題が起こっている。人類社会と二次的社会集団の社会としての強化が今必要とされている。

デュルケムは、分業の発達した産業社会では職業集団だけが国家を構成する二次的社会集団として意味のあるものになると考えた。産業社会は、国内諸地域や宗教団体、民族集団などの特殊性を消滅させていくと予想していた。しかし、その後の歴史は、その予想が誤っていたことを証明した。産業社会は、あるいは資本主義社会は、一方ではすべてを市場競争によって同質化する傾向があるが、同時にまた、地域や民族の固有の文化を継承していこうとする傾向を生み出している。宗教もまた、科学の発達とともに忘れ去られたり、同質化したりすることなく、それ

ぞれの特殊性を維持したまま存続する傾向を見せている。我々は、二次的の社会集団を何か一つの種類のものに限定する必要はない。まさに多様な二次的の社会集団が存続し、個人がそれら複数の二次的の集団に重複して所属すると考えればよい。国家がそのような複合的な社会になることが、個人の人格を集団的の制約から解放し、個人の権利を擁護する条件となる。

五

人類は、一つの社会を構成することができる。人類社会は、各国家がそうであるように文化的には多様な諸社会集団を包括する複合的な社会である。世界国家は、世界的規模でそれら諸社会集団が平和的に共存し、それら諸社会集団のなかで個人が人格としての権利を確保するために必要な程度に政治的に統一することによって成立する。我々は、いずれそのような世界国家が成立することを期待することができる。しかし、それにしても世界国家が成立するまでにはかなりの年月を要するであろう。また、仮に世界国家が成立したとしても、世界国家は、既存の国民国家のように文化的に同質な社会にはならないであろう。そうだとすれば、ラッセルのように、世界国家の成立を前提にして人類愛を教えることに期待するよりも、デュルケムのように、各国家への愛国心を優先して、その愛国心が人類愛と両立するようになることを期待する方がよいであろう。

しかし、この期待は実現しうるのか。デュルケムは、各国家が人類に普遍的な理想を追求することによってそれが可能になるといふ。たしかに、各国家の追求する国家理想そのものが人類に普遍的な理想であるな

らば、道徳教育において優先すべきは国家的理想か人類的理想か、愛国心か人類愛かという問いが無用になるであろう。しかし、そんなことが可能なのか。世界国家を建設することが観念的な理想論にすぎないといふのであれば、各国家が人類に普遍的な理想を国家理想とすることも観念的な理想論にすぎないのではないか。

デュルケムは、国家の義務を二つに分けることによって、この問いに答えている。彼は、国家の義務の一つは外敵から国民を守ること、もう一つは国内において正義を維持することであり、そのうち後者が国家の本質的な義務であるという。そして、国家のこの二重の義務に対応して、愛国心にも対外的、対内的の二重の意味があり、後者が本質的であるという。こうして彼は、諸国家を互いに侵略し排斥し合う方向に促す愛国心ではなく、人類に普遍的な理想を国家内部で実現しようとする愛国心が可能であり、この愛国心こそ道徳教育で育成すべきだと主張する。彼は、このような愛国心が育成されるならば、国家的理想と人類的理想とは渾然一体をなすから、どちらを優先すべきかなどという問題はなくなるといふ⁽¹⁹⁾。

たしかに、国家の任務が外敵から国民を守ることではなく、国内において正義を維持することになれば、国家的理想と人類的理想とが一致するかもしれない。しかし、そんなことができるのか。各国家は、それぞれに独自の個性や独自の利害をもっている。各国家の正義がその独自の個性や利害によって影響されるならば、そして各国家がそのように影響された固有の正義を主張するならば、国家間の衝突は避けられないであろう。その結果、自国の正義を守るために、外敵から国民を守る必要性が出てくるであろう。そうならないためには、各国家が独自の個性や利

害をもつにしても、それを他の諸国の個性や利害と共存させることができるのでなければならぬ。そんなことが可能なのか。

デュルケムは、この問いに明示的には答えていない。しかし、国家の本質的任務は、二次的社会集団から個人の人格を解放して個人の権利を擁護することだという彼の国家論が、この問いに対する答えを示唆している。二次的社会集団はそれぞれに個性的であり、それぞれに異なる目的をもつ。国家は、これら諸集団が平和的に共存するように統制する。先に述べたように、その統制が、人間諸個人をその二次的集団による統制から解放する。そして、人間を自律的な人格とみなし、個人の権利を尊重する考え方が生まれる。個人の人格を解放するというこの国家目的が、国家が異なれば異なるというものではなく、人類に普遍的なものであるならば、特定の国家への貢献と人類全体への貢献とは同じことになるであろう。そうであれば、デュルケムのいうように、国家的理想と人類的理想の対立は解消し、人類愛と愛国心は一致する⁽²⁰⁾。

右の議論は、二次的社会集団はそれぞれに固有の利害を有する個性的な集団であるけれども、国家は人類に普遍的な理想を追求する集団であることを前提にしている。全人類が一つの国家に統一されているのであれば、そういえるかもしれない。しかし、現実には、国家はいずれも人類の一部によって形成されている。そうであるかぎり、国家もまたそれぞれに固有の利害を有することを免れない。そのために、各国家は、人類に普遍的な権利を擁護するのではなく、たまたまその国家を構成する国民によって普遍的な権利とみなされるものを擁護することになりかねない。たとえば、ある国家が他の諸国家の犠牲において高い生活水準を享受しているとしてみよ。この国家がその高い生活水準を個人の権利と

して擁護しようとするれば、他の諸国家との衝突は免れないであろう。そうすれば、個人の権利を擁護するために、外敵から自国民を守ることが必要になる。国家が人類の一部分によって構成されるかぎり、国家が擁護しようとする個人の権利が人類に普遍的な権利ではなく、一部の人間にだけ許される特権になることがある。

個人の権利は、国家が大きくなり、あるいは諸国家のより包括的な連合が作られることによって、特殊性を薄め、より普遍的なものになっていく。しかし、完全に普遍的になることはない。デュルケムは、全人類が一つの国家に統一されないから、各国家が擁護する個人の権利が完全に普遍的になることはないと考えた。我々は、全人類が一つの世界国家に統一されることはありうると考える。しかし、その場合にも、現実の世界国家が擁護する個人の権利が完全に普遍的になると考えるわけにはいかない。仮に人類全体が一つの世界国家に統一されるとしても、時代をこえることはできないからである。人間は、同時代に地球上に生きている人類にだけ許される特権を人類一般に許される普遍的な権利だと誤解する可能性がある。

人間は誤謬を免れない。特定の時代、特定の地域の人々の特権を人類に普遍的な権利だと誤解することがある。我々の思考は、知らないうちに社会的、心理的、その他諸種の制約を受けている。その制約から完全に解放されることはない。しかし、我々の思考が知らないうちにならぬかの制約を受けていることと、我々が進んで我々の思考をその制約の範囲内に限定することは異なる。我々は、我々に知りうるかぎりあらゆる制約をこえて思考しよう努めることができる。この意味で自由な思考が知る対象として想定される人間の権利が人類に普遍的な権利すなわ

ち人権であり、この人権の主体として想定されるものが人格である。

人類は、一つの社会を構成することができる。国家がそれぞれに個性的な諸二次的社会集団を結合する社会として成立するように、世界国家もそれぞれに個性的な諸国家を結合する社会として成立しうる。しかし、その世界国家も、時代的制約を免れることはできない。各時代の世界国家は、他の時代のそれと比較すれば、それぞれに異なるという意味で特殊性をもつ。そのかぎり、世界国家もまた必ずしも普遍的な人権を保障するわけではない。加えて、人間各個人はもとよりいかなる社会集団も無謬ではない。そして、社会集団が大きくなればなるほど、誤謬の結果も深刻になることが予想される。それゆえに、世界国家が実現すれば、確実に世界規模で人権が保障されると考えるわけにはいかない⁽²¹⁾。しかしまた、世界国家が実現しないかぎり、国家規模での特権の保障はあっても人権の保障はありえないと考える必要もないのである。

人類に普遍的な権利すなわち人権とは、特定の地域、特定の時代の人々の総意によつて得られるものではなく、人間一般に本質的なあり方として、つまり人格としての人間に本質的なものとして、想定されるものである。各国家は、地域と時代を限定された条件のなかで、この普遍的な人権を擁護することをめざすことができる。そうすることによつてはじめて、各国家は、外敵から自国民を守るのではなく、国内において正義を守ることを自らの本質的任務とすることができるのである⁽²²⁾。

人間各個人は、何らかの二次的社会集団に所属するとともに、特定の国家に所属し、彼の生きている人類社会に所属する。人間各個人は、自らを二次的社会集団の一員として自覚して、その責任を果たすことができるが、同時に、国家の一員として、また世界人類の一員として自覚し

て、その責任を果たすことができる。個人はまた、現存の世界人類をこえて人間一般の本質を自覚し、その実現に向けて努力することもできる。人間各個人が所属する社会集団は以上にあげたもの以外にも多種多様である。個人は、それら多様な社会集団に制約されているけれども、同時にその制約をこえるべく努力することができる。この努力が、愛国心を可能にし、また人類愛を可能にするのである。

六

デュルケムの道徳教育論では、個人を超越する社会の存在が道徳を成立させるための基本的条件であった。デュルケムの見方からすると、諸個人によつて構成されるけれども、諸個人とは別の実在といえるほどに確定した社会なしに道徳は成立しないのである。この条件を満たす社会は種々あるが、デュルケムは、それらの中で国家をもっとも重視すべきだと主張した。現実存在する諸社会のうちで国家がもっとも普遍性に富んでいると考えたからである。

デュルケムは、社会がたんに範疇にとどまるのではなく、実在であるためには、その構成員の間に相当程度の利害の共通性とそれによつて生じる観念、感情の共通性がなければならないと考えた。そして、人類は、独自の個性、独自の利害、独自の特性を備えていないため、実在の社会にはなりえないと考えた。それに反して国家が実在の社会と考えられたのは、国家は、地理的、歴史的條件によつて文化的同質性を備えた一群の人間集団によつて自ずから形成されたものとみなしたからである。

このような国家の見方は、従来の国民国家の見方に一致するものであ

る。しかし、我々は、実際に存在する国家がこのような意味で文化的同質性をもつ社会集団だと考えることはできない。そのような同質性は、いわゆる民族（あるいは最近エスニック・グループと呼ばれるもの）にはあてはまっても国家にはあてはまらない。いわゆる国民国家は、現実には、支配的な民族が周辺の弱小民族を合併・吸収して成立した多少とも文化的に異質な人々よりなる人工的集団である。今日の世界情勢は、国家がそのような異質な諸集団の集合であることをいよいよ明瞭に示している。

デュルケムは、人類愛と愛国心の葛藤を念頭において道徳を論じるときには、国家を實在の社会とみなしていた。しかし、国家と個人の関係を論じるときには、違った見方をしていく。彼は、国家をそのうちに多様な二次的社会集団を包括する上位の政治的権威に服する社会集団であると定義した。この定義は、諸個人を直接的に統制する道徳的権威をもつ社会は、国家ではなく二次的社会集団であることを意味する。この考え方からすると、二次的社会集団は實在の社会であるが、国家は實在の社会ではないことになる。

デュルケムの議論にこのような混乱が起こったのは、諸個人の結合によって諸個人とは別の實在として社会が出現し、その社会が諸個人に対して道徳的権威をもつと考えたからである。この考え方にしたがえば、諸個人に対して道徳的権威を有する社会として何か特定の社会を限定し、その他の社会には道徳的権威としての資格を拒否しなければならぬことになる。そのために、国家を道徳的権威とするときには、人類が實在の社会であることを否定し、二次的社会集団を道徳的権威とするときには、国家が實在の社会であることを否定することになった。しかし、そ

のように個人と社会の関係を限定する必要はない。実際には、人間諸個人は、二次的社会集団にも、国家にも、人類社会にも同時に所属することができるとができる。そして、これら諸集団の道徳的権威を認めたり認めなかつたりすることができる。

各個人がそれぞれに自分自身の個性や利益に固執して他を省みなければ、個人間の争いは避けられない。同様に、特定の社会集団が自らの個性や利益を重視するあまり、他の社会集団の個性や利益を無視するならば、それら集団間の対立は避けられない。各集団は、それぞれに独自の個性や利益を追求しつつも、同時に他の諸集団の個性や利益を尊重し、それらとの共存を図らなければならない。政治的統一体としての国家は、当該の国家内部では諸二次的社会集団間の平和的共存を維持する機構として機能するが、他の諸国家に対しては自国の利益を擁護する集団として機能することが多い。国家が対内的機能と対外的機能をこのように使い分けているかぎり、愛国心が人類愛に結びつくことはない。国民国家における愛国心は、人類愛とは無縁の愛国心であった。

デュルケムは、国家は個人の権利を擁護することをその本質的任務とするという。ここで擁護される個人の権利が、当該国家を構成する諸個人にだけ許される特権を意味するのであれば、国家は、個人の権利を擁護するために他の諸国家と対立することになる。また、対立すれば、いかなる手段を用いても勝利すべきものと考えられることになる。しかし、この権利が人間一般が本来有するはずの普遍的な権利を意味するのであれば、国家間の対立は起こらないはずである。少なくとも、起こるのは何かのまちがいだと考えられるはずである。

現実には、一国がこの立場を取るにしても、他国が国家的利己主義を

追求するならば、国家間の対立は避けられないであろう。あるいはまた、原理的には普遍的な人権を守るといながら、現実には自国民にだけ通用する特殊な権利を普遍的な権利と誤解するならば、やはり国家間の衝突が起ころであらう。しかし、国家は人間一般の普遍的権利を擁護するものであるという原則を取るには、少なくともそのような対立を国家間の本来的な関係として正当化することはできなくなる。この違いは重要である。各国家がそれぞれに国家的利己主義を追求すべきものと考えるとき、諸国家の平和的共存は偶然の所産としてしか生まれない。この場合には、人類愛はいつでも愛国心のために犠牲にされる。各国家がそれぞれに普遍的な人権を擁護するという原則に立つときには、諸国家の平和的共存が各国家の目的となる。この場合には、愛国心は人類愛と両立すべきものとなる。

一つの国家を構成する諸個人は、自国の国民にだけ通用する特殊な権利しか追求することができないのか、それとも人間一般に普遍的な権利を追求することができるのか。デュルケムは、人間の思考は集团的制約をこえることができないと考えた。また、諸集団のなかで最大のものが国家で、人類は一つの社会をなさないと考えた。そのため人類愛はそれ自体として人間諸個人の追求しようものではないと考えた。そうであればこそ、各国家がそれぞれに普遍な理想を自らの国家的理想とすることによって、愛国心と人類愛の対立を解消しようとしたのである。しかし、人間の思考が集团的制約をこえないのであれば、そもそも各国家が普遍な理想を国家的理想とすることができないはずである。彼の議論は、この点で矛盾している。

人間の思考は、集团的制約をこえることはできないのかもしれない。

しかし、現実には集团的制約をこえることができないうことと、すでに知られている集团的制約に縛られることとは異なる。我々は、我々の既存の思考がどのような条件によって制約されているかを知れば、その知識を利用してその制約から解放される道を探すことができる。その努力は、何らかの仕方で既存の思考を変革することになる。その変革された思考もまた、何らかの条件で制約されているかもしれないけれども、少なくともかつてと同じようには制約されていない。人間の思考は、現実には集团的制約をこえることができないうとしても、集团的制約をこえるべく努力することができる。この努力の限界を、その努力をする前に限定することはできない。この意味で、人間の思考は集团的制約をこえることができるのである。

人間の思考が集团的制約をこえることができないうとすれば、二次的社會集団に所属する諸個人は、たとえ自らの思考が二次的社會集団に制約されていることを知っても、その制約から解放されることはできないうたはずである。そうであれば、二次的社會集団に所属する諸個人はついに国家を構成することができないうたはずである。国家を構成することができたという事実が、既存の集团的制約を知れば、これをこえて普遍的な思考を追求することができることを証明している。我々は、人類社會が不可能だと考える必要はない。各国家がそれぞれに個性的な二次的諸集団を統括する社會として成立するように、それぞれに個性的な諸國家を統括する社會として人類社會が成立することは可能である。國家内において二次的諸集團がそれぞれに個性的でありつつ、國家的理想で一致することができるように、各國家もまたそれぞれに個性的でありつつ、人類の理想で一致することができる。少なくともその可能性の追求を断

念しなければならぬ理由はない。

各国家が擁護する個人の権利とは、特定の時と場所で特定の個人がもつ個性や利害を意味するのではない。人間一般がもつと想定される人間としての権利すなわち人権を意味する。各国家は、それぞれに制約された条件のなかで、この意味での人権を擁護することを本質的任務とする。各国家がこのことを自覚するならば、国家間の個性の相違は、自らが想定する人権の捉え方の一面性を示すものとしてみえてくるはずである。愛国心が人類愛と対立する場合には、愛国心の捉え方が一面的であることがみえてくるはずである。愛国心と人類愛がこのような見方で捉えられるとき、両者の対立は解消する可能性をもつ。デュルケムの愛国心論は、このような愛国心のあり方を示唆している。ここに、彼の愛国心論の今日的な意味がある。

注

- (1) 国民国家の公教育論における愛国心と人類愛の問題については、拙著『改訂公教育の原理』、東洋館出版社、二〇〇四年、七九〜八九頁を参照。
- (2) ラッセル（鈴木祥蔵訳）『教育と社会体制』、明治図書、一九六〇年、一一七頁。
- (3) デュルケム（麻生誠・山村健訳）『道徳教育論（1）』、明治図書、一九六六年。とくに神と社会の関係については、同書、一三九〜一四二頁を参照。
- (4) 前掲書。また、デュルケム（古野清人訳）『宗教生活の原初形態

（上・下）』、岩波文庫、一九七五年。

(5) 『道徳教育論（1）』、八九〜九七頁。

(6) 『道徳教育論（1）』、九六〜九七頁。またデュルケム（宮島喬訳）『社会学的方法の規準』、岩波文庫、一九七八年、二〇六〜二〇七頁。

(7) 『道徳教育論（1）』、一〇九〜一一一頁。なおここで、「国家」と訳されているのは *patrie* であるが、また *Etat* や *national*（形容詞）という語もほぼ同じ意味で用いられており、ともに「国家」という訳語が当てられている場合が多い。しかし *patrie* には「祖国」、*national* には「国民的」という訳語が当てられている場合もある。その場合「国家」という訳語は *Etat* にだけ用いるのが適当であろう。しかし、この文脈ではこれらを厳密に区別しているとは思えないので、いずれも常識的な意味で使う国家と解してよいであろう。

(8) 『道徳教育論（1）』、一一三頁。

(9) 国民国家論については、『改訂公教育の原理』、七六〜八二頁を参照。

(10) デュルケム（宮島喬・川喜多喬訳）『社会学講義』、みすず書房、一九七四年、一一〇〜一一二頁。

(11) この点については、『改訂公教育の原理』、一〇九〜一一一頁参照。

(12) デュルケム（田原音和訳）『社会分業論』、青木書店、一九七二年、四〜五頁。（引用文中の「/」は改行を示す。）

(13) 『社会分業論』、一八一〜一八五頁。

(14) 『社会学講義』、七九頁。彼は、一般に国家と呼ばれているものを「政治社会」(*société politique*)と呼ぶ。本文で国家の定義としてあげたものは、実は「政治社会」の定義である。彼が「国家」(*Etat*)と呼

ぶものは、その政治社会の權威を代表することを任務とする特別の公務員集団を意味する。したがって、彼のいう「国家」とは、立法、行政、司法の三権を担う公務員集団を総合したものだと考えられる。しかし、ここでは「政治社会」と「国家」の関係を問わないので、一般的な言葉を使って議論を進めることとする。

(15) 『社会学講義』、九八頁。

(16) 『社会学講義』、九二～九六頁。

(17) 以下のデュルケムの社会实在論の解釈とその批判は、『改訂公教育の原理』、二一四～二三三頁を参照。

(18) デュルケーム(佐々木交賢訳)『教育と社会学』、誠信書房、一九七六年、五九～六四頁

(19) 『道徳教育論(1)』、一一二～一一三頁。また、『社会学講義』、一一～一二頁。

(20) この論理によって、デュルケームは自らの立場を、各個人に特殊な我を主張する利己主義と区別して、人間一般に共通な人間性ないし人格を尊重する「個人主義」だと主張することができたのである。この点については、デュルケーム「個人主義と知識人」(佐々木交賢・中嶋明勲訳『社会科学と行動』、恒星社厚生閣、一九八八年、二〇七～二二〇頁)を参照。

(21) それゆえに、世界国家の政治的権限は可能なかぎり狭く限定すべきである。

(22) 普遍的なるものの認識の可能性については、『改訂公教育の原理』、二三二～二三三頁を参照。

(平成十七年十月三日受理)